

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和3年8月11日（水）
午後0時30分から
場 所 第二委員会室

審査内容

所管事務調査 山陽小野田市卸売市場（旧山陽小野田市地方卸売市場）について

令和3年4月30日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様



小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰男
副組合長 徳富 淳

地方卸売場不認定の振り返りと次回認定申請について

要旨

3月の地方卸売市場の不認定を受けた市場休場と再申請を目指す現在の状況について、一連の経緯の振り返りを実施し、その反省を次回申請へ生かしていただくようお願いいたします。

先日の不認定を受けての市場は休場を余儀なくされていますが、農林水産課による休場の説明会では「なぜ不認定となったのか」「その責任の所在はどこに（誰に）あるのか」について一切触れられることなく、昨年の計画同様の再申請プランを提示するだけの場に過ぎないものでした。

当組合はこのまま昨年同様の杜撰なプランを進めても再度不認定となり、結果とし市民の台所である市場が閉場に追い込まれるのではないかと強い懸念を抱いています。

行政と議会に於いては昨年の一連の経緯をしっかりと振り返り、反省すべきところは反省し、次回の申請に生かしていただくようお願いいたします。

(1) 今回の不認定の原因が何であったのか明確にしてくださいようお願いいたします。

原因の明確化は反省の第一歩だと考えます。

一部では開設者の資産状況が原因との「うわさ」も流れていますが、当組合は度々陳情をさせていただいたその「運営姿勢」にこそ不認定の原因があるのではないかと考えています。

再度、県に対し確認を実施しその原因を明確にしてくださいようお願いいたします。

(2) 一連の申請について行政がどうすべきであったのかご教示願います。

「民と民」というお題目を唱え、説明会や協議の場の取り持ちすら実施しなかった行政の姿勢は正しいものであったのか見解を示していただくようお願いいたします。

※市長へ提出した「合意書」の遵守にすら関わりを拒否しています。

(3) 認定を申請するに当たって行政のサポートは十分であったのかご教示願います。

委員会の中では、一連の認定作業で行政が関わったのは「業者間協議が整ったとき」と、「掲示板への文書提示許可をしたとき」の2度のみとの発言がありましたが、本当にそれだけで十分だったのでしょうか。先日の市場休場の説明会でも行政の姿勢は「自分らに非はない」と言わんばかりであり、まったく反省の姿勢は見受けられませんでした。

責任を不認定となった業者にばかり押し付けるのではなく、行政内で「誰の指示で何をどのようにサポートする」と決定したのか明らかにし、その責任の所在を明確にしてくださいようお願いいたします。

(4) 今回の不認定に至った一連の行政の取り組み姿勢は、県の山陽小野田市に他する信用を失墜させる結果となったのではないかと、議会の見解をお示しください。

当組合は今回の一連の経緯がしっかりと反省され、また再申請に生かされることで、新生市場の誕生・立ち上げがスムーズに行われることを切に願っています。

今回の反省点を生かしたより良い計画で新市場を円滑に立ち上げ、関係者全員が山陽小野田市の発展に寄与していけるよう活発な議論をお願いいたします。

令和2年1月16日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

まちづくり会議 Mirai
代表 塩原 薫

執行部正常化のための緊急を要する陳情書

議長におかれましては日々ご健勝のことと拝察いたします。

早速ですが標記の件につきまして下記のとおり陳情いたしますので、ご配意の程よろしくお願
いいたします。

1、主文

議会と市執行部との信頼関係を確立し健全で正常な関係修復のために市執行部の姿勢を問う
べきである。

2、理由

- ① 平成30年9月以降の一般質問や委員会において、執行部は(株)小野田青果販売についての
違法性の質問に対して「違法ではない」「グレーな部分はある」等の答弁を繰り返してきた
が、明らかな虚偽答弁を行っていること。
- ② 平成31年3月20日開催の小野田中央青果(株)取締役会議事録が偽造され令和元年5月27
日開催の産業建設常任委員会に提出されたこと。
- ③ 令和元年5月27日開催の産業建設常任委員会にて広島税理士事務所の監査報告書の内
容について質問を受けた深井次長は、「中央青果につきましては、経理上、挙げる科目が
間違っているとか、そういったところで経理の若干のずさんさも見られるというのがあ
りましたが、明らかに不正と思われるような恣意的行為は認められなかったというところ
です(5月27日議事録抜粋)」との答弁であったが、1500万円の差し入れ保証金等の
重大な事実の記載があったにも関わらず、その問題を隠べし議会の調査を妨害した。
- ④ 上記③の監査報告書を令和元年5月27日に委員会に提出せず、同年6月17日の委員会
まで隠べししていたこと。

3、補足

市議会産業建設常任委員会では、「山陽小野田市地方卸売市場の健全化は重大な課題」と受
け止め取り組んでおられます。しかし市執行部は上記のような虚偽の答弁や偽造を行うなど、
議会を混乱させ、「事実の解明から健全化」への道筋をつけるどころか議会との信頼関係を壊



し委員会審査を遅れさせました。

これらの虚偽や偽造について市執行部がどのような考えであるのか、そして佳境を迎えていると思われる市場問題に議会として取り組むにあたりその道筋をつけなければ間もなく提出されるであろうと思われる監査報告書についてもしっかりした議論ができるはずもありません。それどころか執行部への不信感は今後の市政運営に多大なる悪影響を及ぼすものです。

4、証拠書類

- ① 市長の名において5月27日の産業建設常任委員会に提出された小野田中央青果(株)3月20日取締役会議事録
- ② 小野田中央青果(株)代表取締役深井氏が株主に提出した小野田中央青果(株)3月20日取締役会議事録
- ③ 平成26年6月3日開催 第33回株主総会資料(一部抜粋)
- ④ 平成27年5月26日開催 第34回株主総会資料(一部抜粋)

5、証拠補足

- ① について、前日の平成31年3月19日の委員会において、河口部長、深井次長は明日(3月20日)の取締役会に広島の税理士事務所からの「監査報告があるので」ということを逃げ口上に答弁をかわしていた。しかし後日委員会に提出された3月20日の小野田中央青果(株)取締役会議事録には、監査報告書について一言の説明もなく議会向けに作成された議事録であること。その証として偽造された議事録は株主を含め他に一切公表されていないことから議会向けに作成されたものであることが確認できる。
 - ② について、株主が小野田中央青果(株)代表取締役深井氏に請求して入手した3月20日の取締役会の議事録であり、上記①を裏付ける資料である。
 - ③ について、13頁の(株)小野田青果販売の営業報告、並びに26年度事業計画には明らかに他の仲買人の職域を犯す営業活動が提案されている。しかも12頁には現農林水産課参与の多田氏の名前があることは偶然の一致であろうか。
 - ④ について、上記③と同様に(株)小野田青果販売の営業報告、並びに27年度事業計画には継続的に営業活動の提案がなされている。
- ※ 上記③④には取締役には行政の名前があり、藤永氏だけの経営責任というのは間違いであり、この事実解明は重要で、藤永氏の参考人招致は必須である。欠席裁判は無効である。

6、緊急を要する理由

3月には退職や移動などの人事異動が行われます。それまでに上記に述べました事実確認と責任問題、そして市場正常化への道筋をつけるには3月定例会では時間切れになると思われるため。

以上